募集期間の延長を行います。

南小国町農業委員会の委員（農業委員）の募集について

農業委員の選出にあたっては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、推薦・応募により選出した候補者を議会の同意を得て町長が任命することとなっております。

本町では、現農業委員の任期満了に伴い、令和８年７月２０日より新たな農業委員会体制となるため、農業委員を次のとおり募集します。

１．募集方法

個人や団体等からの推薦、応募

２．募集人数

８人（令和８年１月９日時点の推薦・応募者数：２名）

３．募集要件

次のいずれにも該当する者

①南小国町が設置する附属機関の委員である場合、農業委員となることが法令等の定めにより禁じられていない者

②地方公務員法第３条第２項に規定する一般職に属する南小国町の職員でない者

なお、「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者」、「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は法律の規定により農業委員となることはできません。

４．主な業務

①農地法等によりその権限に属された事項

・総会等に出席し、農地法等に基づく事項の審議、決定

②農地等の利用の最適化の推進（農地利用最適化推進委員と協力し実施）

・担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進

③法人化その他の農業経営の合理化

④農業に関する調査及び情報提供

⑤「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見の提出

⑥各種研修会等への参加

５．委員の任期

令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日

６．報酬（年額）

委員　基本給　１８２，０００円（※募集時点の額になります。）

能率給　農地利用の最適化に係る活動に応じて町長が予算の範囲内で定める額

７．推薦または応募の期間（推薦・応募用紙提出期間）

令和７年１２月１５日（月）午前８時３０分から令和８年１月３０日（金）午後５時まで（必着）（土日、祝祭日を除く）

８．推薦・応募方法

推薦・応募用紙（農業委員用）に必要事項を記入し、南小国町農業委員会事務局（農林課農政係）まで持参若しくは郵送

推薦・応募用紙については、南小国町農業委員会事務局でお受け取りいただくか、南小国町ホームページからダウンロードしてください。

９．推薦・応募状況の公表

推薦または応募された書面の事項（住所を除く）について、募集期間の中間及び募集期間終了後にホームページ等にて公表しますので、あらかじめご了承ください。

１０．農業委員の任命等について

推薦または応募された方について選考を行い、委員候補者を決定し、議会の同意を得たうえで、町長が任命します。

１１．お問い合わせ先

南小国町農業委員会事務局（南小国町役場農林課農政係）

電話：０９６７－４２－１１４４（直通）

内線：２２２

FAX：０９６７－４２－１１２２